

第57号議案

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の件

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10
月条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	日額 10,600円	任命権者が 市長と協議 して定める 額
投票所の投票 管理者	日額 12,600円	
期日前投票所 の投票管理者	日額 11,100円	
開票管理者	日額 10,600円	
投票所の投票 立会人	日額 10,700円。ただし、 立会時間内に交替する場 合その他立会時間を短縮 する場合は、10,700円を 超えない範囲内で任命権 者が定める額	
期日前投票所 の投票立会人	日額 9,500円。ただし、 立会時間内に交替する場 合その他立会時間を短縮 する場合は、9,500円を	

を

	超えない範囲内で任命権者が定める額	
開票立会人	日額 8,800円	
選挙立会人	日額 8,800円	

」

「

選挙長	日額 10,800円	任命権者が市長と協議して定める額
投票所の投票管理者	日額 12,800円。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額	
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円	
開票管理者	日額 10,800円	
投票所の投票立会人	日額 10,900円。ただし、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮す	

に改める。

	る場合は、任命権者が定める額を減額した額
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円。ただし、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、9,600円を超えない範囲内で任命権者が定める額
開票立会人	日額 8,900円
選挙立会人	日額 8,900円

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第95条の規定による投票(以下「選挙等」という。)について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第 2 条, 第 3 条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略
選挙長	日額 <u>10,600円</u>	任命権者
投票所の投票管理者	日額 <u>12,600円</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	が市長と 協議して 定める額
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,100円</u>	
開票管理者	日額 <u>10,600円</u>	
投票所の投票立会人	日額 <u>10,700円</u> ただし, _____ _____ _____	

	<u>10,800円</u>	
	<u>12,800円</u> ただし, <u>公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第40条第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ, 又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合は, 任命権者が定める額を減額した額</u>	
	<u>11,300円</u>	
	<u>10,800円</u>	
	<u>10,900円</u> 公職選挙法第40条第1項ただし書の規定によ	

	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> 立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、 <u>10,700円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額 <hr/>	
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,500円</u> ただし、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、 <u>9,500円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額	
開票立会人	日額 <u>8,800円</u>	
選挙立会人	日額 <u>8,800円</u>	
略	略	略

	<u>り投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合、</u> <hr/> <hr/> <u>を減額した額</u>	
	<u>9,600円</u> <u>9,600円</u>	
	<u>8,900円</u>	
	<u>8,900円</u>	